

# 愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、一定の人間関係のあるものから心理的・精神的な攻撃を受けたことにより、いじめられた側の、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されない行為であると考えます。一方で、すべての生徒が被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、学校全体で組織的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

学校は、本来生徒が周囲の仲間や教職員と温かい人間関係の中で、安心してかつ安全に生活していく場です。そのためには、生徒一人一人が集団の一員として認められ、あらゆる場面で人から支えられているとともに、自分自身が人のために役立っているという好ましい人間関係を実感することが大切です。したがって我々学校職員は、生徒同士が互いに認め合える人間関係を築き、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校作りに取り組んでいきます。また、様々な体験活動を通して、生徒が自ら何かを受け止めたり感じたりしながら、人間的に成長できる取組の充実を図ります。

## 2 いじめ防止対策組織について

いじめについては、学校生活のいろいろな場面で認識された兆候や、生徒からの訴えを把握した後、学校全体で迅速かつ適切に対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

#### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、該当学年主任、該当学級担任、特別支援コーディネーター（教育相談）、その他関係者  
※必要に応じて、外部の専門家を加える。

#### イ 指導・支援チーム

事案によっては、専門的な知識（ネット上のいじめ等）が必要とされる場合や、関係の深い職員（部活動、児童施設等）が加わることも考えられ、各事案に応じて適切な教員をメンバーとした支援チームを組織し対応する。また、未然防止及び早期発見に係る活動の計画立案及び担当者も必要である。

#### いじめ防止等に関する主な取組

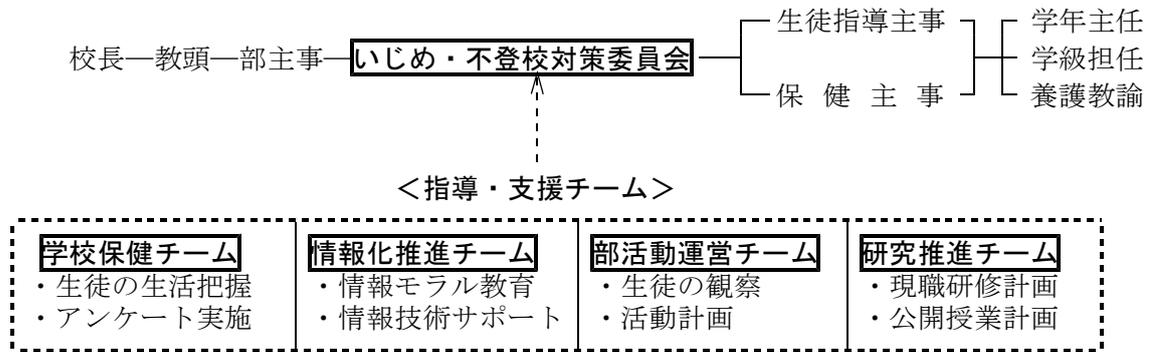
##### (ア) 未然防止に関するもの

- ・アンケート、個人面談 → いじめの兆候、生徒の訴えの把握（早期発見）
- ・健康観察調査 → 何気ない生徒の変化の観察
- ・人権講話 → 人権に関する啓発
- ・情報モラル教育 → ネット上の人権意識の向上
- ・公開授業 → 生徒が授業場面で活躍できるための授業改善
- ・現職研修 → 生徒アンケート等によって得られた情報の共有と共通理解

(イ) いじめの措置に関するもの

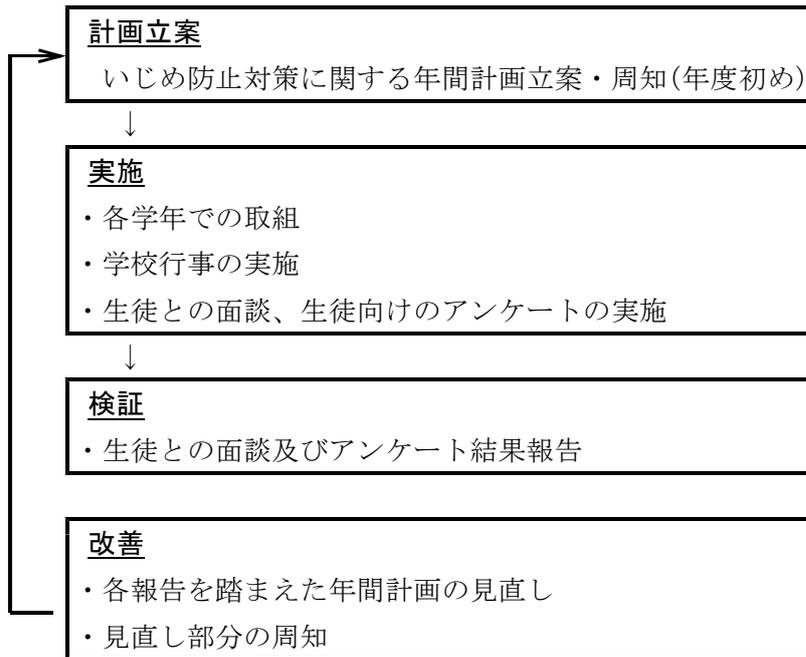
- ・ 事案に対する調査、指導 → 該当生徒との面談および指導
- ・ 学年、部活動での配慮 → 該当生徒を配慮した活動計画
- ・ 家庭での生活に対する配慮 → 保護者との連携、児童施設との連携
- ・ ネットワーク分析 → 「ネットいじめ」に対する調査分析

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能について

ア 取組の検証



イ 職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの「生徒指導ガイドライン」等周知の時間に、「愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎いじめ防止基本方針」の説明を行い、係る活動の年間計画について周知する。
- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・ 年2回の「健康と生活に関するアンケート」実施後、現職研修または部会で、アンケートや面談から認識された事案について検討し、職員全体で共通理解を図る。必要に応じ、改善に向けて具体的方策を検討する。

#### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信

「愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎いじめ防止基本方針」を学校経営案及びホームページに掲載する。

#### エ いじめに対する措置（対応の流れ）

##### **いじめの情報**



##### **いじめの実態把握から指導へ**

###### ①情報の収集

→担任、学年主任

###### ②いじめ・不登校対策委員会

- ・情報の共通理解
- ・対応方針の立案
- ・指導・支援の方向と担当者の決定



##### **指導・支援の実際と担当者**

- ・被害、加害生徒への支援→学級担任、学年主任
- ・被害、加害生徒保護者との連携→学級担任、学年主任
- ・他の生徒やクラス、学年等の指導→学年主任
- ・部活動における支援→部顧問、生徒指導主事
- ・情報ネットワークに関する支援→総務部、情報に精通した職員
- ・専門家や関係機関との連携→保健体育部、学年主任



##### **職員への周知（職員会議等）**



##### **事態收拾の取組・解決**

いじめ・不登校対策委員会で総括



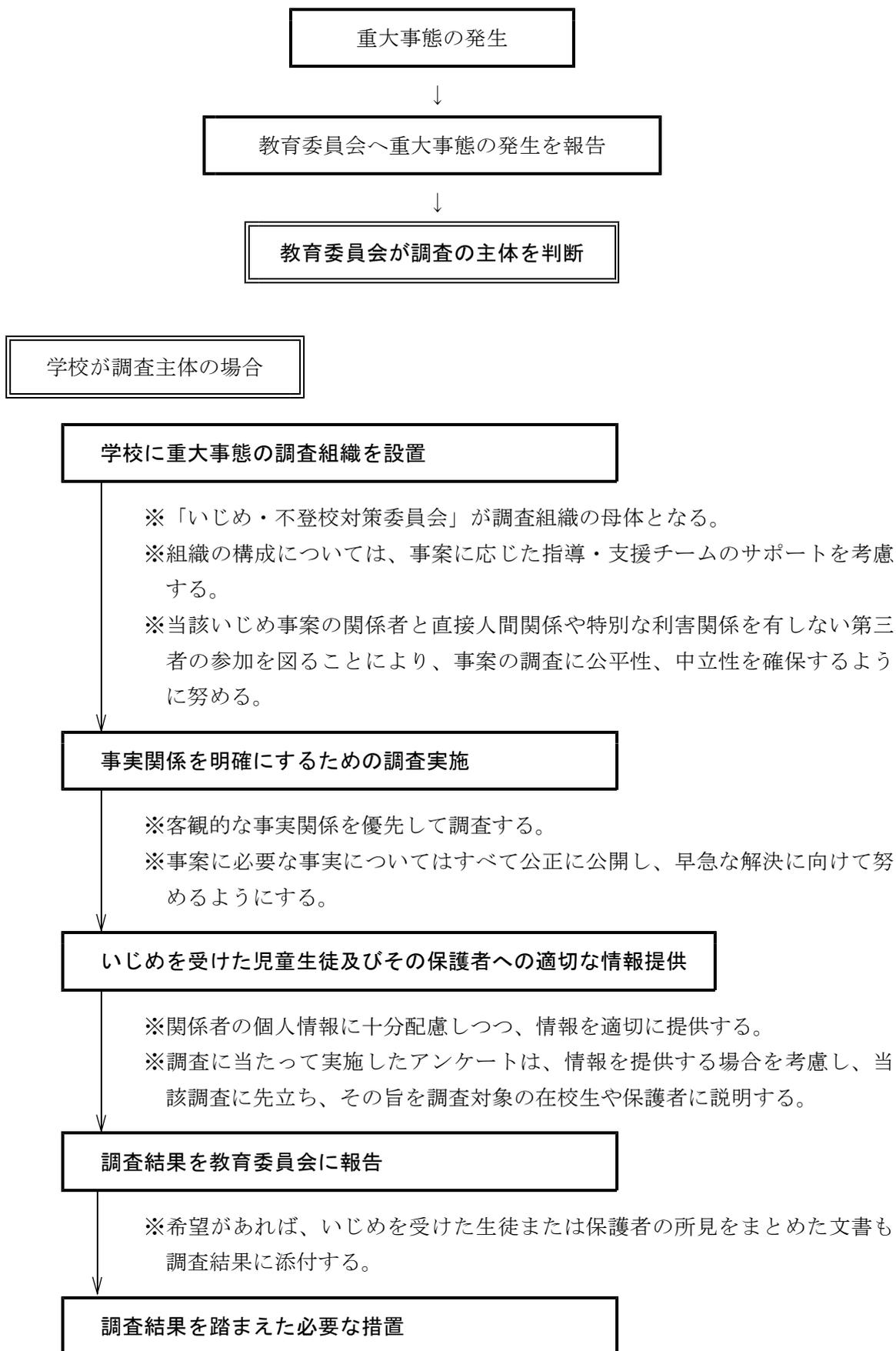
##### **問題の解決**

- ・再発防止のための措置
- ・経過の見守り
- ・関係保護者との連携

#### オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

校内の調査については、「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、事案によっては外部の専門家を加えて対応するものとする。



### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
<b>未然防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動全体を通じて、道徳教育、人権教育の充実に努める。</li> <li>・体験的活動・就業体験を通して、生徒が自己有用感を持てるように努める。</li> <li>・情報端末及びSNSに関する利用指導や関連講座を通して、情報モラルについて啓発を促す。</li> <li>・現職研修を活用し、すべての職員がいじめに対する共通理解をもち、対応力の向上を図る。</li> <li>・授業公開を積極的に行い、授業改善に努める。</li> <li>・体罰はもとより、生徒の人権を侵害するような言動に注意を払い、いじめを助長することのないように留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒会を中心とした社会貢献活動（募金活動：11月、美化活動：7月、9月、12月）</li> <li>○道徳の時間における、人との適切な接し方の指導</li> <li>○産業現場等における実習（6月、11月）</li> <li>○「健康と生活に関するアンケート（いじめ、体罰を含む）」の実施（6月、11月）</li> <li>○個人面談（担任、学年主任）の実施（1～3学期）</li> <li>○人権講演会の実施（12月）</li> <li>○携帯電話利用に関する指導講座（1年生：7月）</li> <li>○携帯スマホ教室電話安心安全講座（1、2、3年生：5月）</li> <li>○公開授業の実施（7月、10月、12月、1月、2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者全体会開催時の授業公開（年3回）および「教育活動に関するアンケート」実施</li> <li>○地域貢献活動（三河一宮駅、大木町会館の美化活動）</li> <li>○工業製品販売</li> <li>○部活動参観</li> </ul>
<b>早期発見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員は、ささいな兆候でも見過ごさず、いじめを積極的に認知するように努める。</li> <li>・いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。</li> <li>・「健康と生活に関するアンケート（年2回）」により定期的に生徒の様子を把握し、気になる場所があれば、部主事が面談を行って事実を正しく調査する。</li> <li>・学校生活時はもとより、登下校時における生徒の動きも観察し、早期発見に役立てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「健康と生活に関するアンケート（いじめ、体罰を含む）」の実施（6月、11月）</li> <li>個人面談（担任、学年主任）の実施（1学期、2学期、3学期毎朝の健康観察の実施</li> <li>○下校乗車指導</li> <li>全職員で生徒情報交換（週1回）</li> </ul>	

<p><b>いじめに対 する措置</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが発覚した場合は、「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</li> <li>・被害生徒の保護に努める。</li> <li>・加害生徒には、教育的な配慮をしながら、悪いことは悪いといった姿勢で指導する。</li> <li>・いじめの事実の調査を公正に行うとともに、事実関係が明白になったら、教職員全体に周知をして共通理解を図る。</li> <li>・被害及び加害生徒の保護者と連携して解決に取り組むとともに、必要に応じて専門家と連携して取り組む。</li> <li>・ネット上のいじめに対しては、必要に応じて地元警察署との連携を視野に入れて取り組む。</li> </ul>	<p>○いじめ事案については、組織的に対応（2の(2)のエ「いじめに対する措置」を参照）</p>	
<p><b>点検・検証 ・見直し</b></p>		<p>○「いじめ防止の取組」を学校評価の評価項目とし、「中間報告」及び「最終報告」を行う。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（2月）で、最終評価を行う。</p>